別　記

第１号様式（第７条関係）

年　　　月　　　日

鎌ケ谷市長　様

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |
| 法人名 |  |
| 代表者職氏名 |  |
| 電話番号 |  |

鎌ケ谷市計画相談支援推進事業補助金交付申請書

鎌ケ谷市計画相談支援推進事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象 | [ ] １　相談支援事業所新規開設に対する補助 |
| [ ] ２　常勤専従の相談支援専門員の新規配置に対する補助 |
| [ ] ３　常勤兼務・非常勤(専従・兼務)の相談支援専門員の新規配置に対する補助 |
| [ ] ４　常勤兼務・非常勤(専従・兼務)の相談支援専門員の常勤専従化に対する補助 |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の住所 | 郵便番号（　　　　　　　　　　　　　） |
| 鎌ケ谷市 |
| 交付申請額 |  |
| 共通要件 | 事業所としての対応 |
| 相談支援専門員の質的向上及び地域連携について | [ ] 　質的向上に努めるとともに地域連携に協力します。 |  |
| 地域生活支援拠点等の機能を担うことについて | [ ] 　機能を担う事業所として登録します。 |  |
| 補助事業完了後の事業の継続について | [ ] 　補助事業完了後５年以上事業の継続が見込めます。 |  |
| 相談支援専門員の人材定着について | [ ] 　人材の定着に努めます。 |  |
| 鎌ケ谷市民に対する優先的な支援について | [ ] 　市民に対する優先的な支援に努めます。 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 暴力団等でないこと | [ ] 　該当していません。 |

第２号様式（第７条関係）

事業計画書（相談支援事業所新規開設に対する補助）

|  |
| --- |
| [ ] １　相談支援事業所新規開設に対する補助 |

【補助事業完了時の見込み】

|  |  |
| --- | --- |
| 相談支援専門員数 | 常勤換算　　　人【常勤専従　　人、常勤兼務・非常勤（専従・兼務）　人】 |
| * 常勤専従の相談支援専門員を２人以上配置していること。
 |
| 事業所指定日 | 年　　　月　　　日 | * 補助事業申請日以降である必要があること。
 |
| 事業の種類 | [ ] 　特定相談支援事業[ ] 　障害児相談支援事業 | * 実施地域を本市全域とし、障がい種別や年齢に関わらず相談支援を行っていること。
 |
| 主たる対象者 | [ ] 　特定無し |
| 事業実施地域 | 鎌ケ谷市全域 |
| 相談支援事業所としての契約人数 | 　　　　　　　　　　人 | * ５０人以上であること。
 |
| 補助事業完了日 | 年　　　月　　　日 | * 申請する年度の末日までに完了すること
 |

1. 収支予算書（補助事業申請日から補助事業完了日までの期間で補助対象の項目を抜粋したもの）
2. 補助申請を行う項目の見積書
3. 法人の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
4. 定款の写し
5. 財産目録（新設の法人で財産目録がない場合は、資産状況のわかる資料）
6. 図面（工事にかかる費用の申請の場合）
7. 指定までの工程表
8. 従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
9. 相談支援専門員の資格を証明する書類の写し
10. その他市長が必要と認める書類

第３号様式（第７条関係）

事業計画書（相談支援専門員の配置に対する補助）

|  |
| --- |
| [ ] ２　常勤専従の相談支援専門員の新規配置に対する補助 |
| [ ] ３　常勤兼務・非常勤(専従・兼務)の相談支援専門員の新規配置に対する補助 |
| [ ] ４　常勤兼務・非常勤(専従・兼務)の相談支援専門員の常勤専従化に対する補助 |

* １事業所２名が上限で補助対象となるのは１人につき１回限りになります。

【補助事業完了時の見込みなど】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 相談支援専門員数 | 申請日前日時点 | 常勤換算　　人【常勤専従　　人、常勤兼務・非常勤（専従・兼務）　　人】 |
| 事業完了時点（見込み） | 常勤換算　　人【常勤専従　　人、常勤兼務・非常勤（専従・兼務） 　人】 |
| * 常勤専従の新規配置の場合常勤換算で１人、常勤兼務・非常勤の新規配置

及び、常勤専従化の場合０．５人増えていること。 |
| 対象となる相談支援専門員の氏名 |  | * 申請時に相談支援専門員としての資格を

取得していること。 |
| 対象となる相談支援専門員の配置日 | 年　　月　　　日 | * 新規配置は、市への登録変更届の届出日、

常勤専従化は、現に勤務を変更した日。配置は申請日以降となる必要があります。 |
| 事業所指定日 | 年　　月　　　日 | * 指定から１年以上経過していて現に相談

支援を行っている必要があります。 |
| 事業所としての担当人数 | 人 | * 担当とは事業所として契約を行い、対象と

なる相談支援専門員が、サービス等利用計画書やモニタリング報告書を作成している必要があります。* 事業所として常勤換算×３５人以上担当し

ていること。* 常勤専従の新規配置の場合新たに３５人以

上、常勤兼務・非常勤の新規配置及び、常勤専従化の場合新たに２０人以上の担当していること。 |
| 対象となる相談支援専門員が申請日の前日に担当している人数 | 人 |
| 対象となる相談支援専門員が新たに担当する人数 | 　　　　　　　　人 |
| 補助事業完了日 | 年　　　月　　　日 | * 申請する年度の末日までに完了すること。
 |

1. 指定特定相談支援事業所等の指定書の写し
2. 収支予算書（補助事業申請日から補助事業完了日までの期間で補助対象の項目を抜粋したもの）
3. 相談支援専門員配置・担当件数一覧表（補助事業申請時点・補助事業完了時点（見込み））
4. 補助対象となる相談支援専門員の資格を証明する書類の写し
5. その他市長が必要と認める書類

第５号様式（第９条関係）

鎌ケ谷市計画相談支援推進事業補助金に係る事業変更・中止承認申請書

年　　　月　　　日

鎌ケ谷市長　様

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |
| 法人名 |  |
| 代表者職氏名 |  |
| 電話番号 |  |

　鎌ケ谷市計画相談支援推進事業補助金に係る事業について、次のとおり変更・中止したいので、鎌ケ谷市計画相談支援推進事業補助金交付要綱第９条第１項の規定により申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 決定年月日 | 年　　月　　日 |
| 決定通知文書番号 | 鎌　　　　第　　　　号 |
| 補助対象 | [ ] １　相談支援事業所新規開設に対する補助 |
| [ ] ２　常勤専従の相談支援専門員の新規配置に対する補助 |
| [ ] ３　常勤兼務・非常勤(専従・兼務)の相談支援専門員の新規配置に対する補助 |
| [ ] ４　常勤兼務・非常勤(専従・兼務)の相談支援専門員の常勤専従化に対する補助 |
| 事業所の名称 |  |
| 変更・中止の理由 |  |
| 変更事項（変更の場合） | （変更前） |
| （変更後） |
| 変更・中止年月日 | 年　　月　　日 |
| 添付資料 |  |

第７号様式（第１０条関係）

年　　　月　　　日

鎌ケ谷市長　　様

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |
| 法人名 |  |
| 代表者職氏名 |  |
| 電話番号 |  |

鎌ケ谷市計画相談支援推進事業補助金実績報告書

年　　月　　日付けで交付決定を受けた鎌ケ谷市計画相談支援推進事業補助金に係る補助事業の実績を次のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象 | [ ] １　相談支援事業所新規開設に対する補助 |
| [ ] ２　常勤専従の相談支援専門員の新規配置に対する補助 |
| [ ] ３　常勤兼務・非常勤(専従・兼務)の相談支援専門員の新規配置に対する補助 |
| [ ] ４　常勤兼務・非常勤(専従・兼務)の相談支援専門員の常勤専従化に対する補助 |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の住所 | 郵便番号（　　　　　　　　　　　　　） |
| 鎌ケ谷市 |
| 交付申請額 |  |
| 共通要件 | 具体的対応 |
| 相談支援専門員の質的向上及び地域連携について要綱3.①.⑴ |  |
| 地域生活支援拠点等の機能を担うことについて要綱3.①.⑵  |  |
| 補助事業完了後の事業の継続について要綱3.①.⑶ |  |
| 相談支援専門員の人材定着について要綱3.①.⑷ |  |
| 鎌ケ谷市民に対する優先的な支援について要綱3.①.⑸ |  |

第８号様式（第１０条関係）

事業報告書（相談支援事業所新規開設に対する補助）

|  |
| --- |
| [ ] １　相談支援事業所新規開設に対する補助 |

【事業完了時の状況】

|  |  |
| --- | --- |
| 相談支援専門員数 | 常勤換算　　　人【常勤専従　　人、常勤兼務・非常勤（専従・兼務）　人】 |
| * 常勤専従の相談支援専門員を２人以上配置していること。
 |
| 補助事業申請日 | 年　　　月　　　日 |
| 事業所指定日 | 年　　　月　　　日 | * 補助事業申請日以降である必要があります。
* 実施地域を本市全域とし、障がい種別や年齢に関わらず相談支援を行っていること。
 |
| 事業の種類 | [ ]  特定相談支援事業[ ]  障害児相談支援事業 |
| 主たる対象者 | [ ]  特定無し |
| 事業実施地域 | 鎌ケ谷市全域 |
| 相談支援事業所としての契約人数 | 　　　　　　　　　　人 | * ５０人以上であること。
 |
| 補助事業完了日 | 年　　　月　　　日 | * 申請する年度の末日までに完了すること。
 |

1. 収支決算書（補助事業申請日から補助事業完了日までの期間で補助対象の項目を抜粋したもの）
2. 領収書・納品書など補助対象項目の支払いの事実がわかる資料
3. 施行前後の写真（工事にかかる費用の申請の場合）
4. 相談支援専門員配置担当件数一覧表（補助事業完了時）
5. 相談支援専門員担当利用者一覧表（補助対象者分）
6. その他市長が必要と認める書類

第９号様式（第１０条関係）

事業報告書（相談支援専門員の配置に対する補助）

|  |
| --- |
| [ ] ２　常勤専従の相談支援専門員の新規配置に対する補助 |
| [ ] ３　常勤兼務・非常勤(専従・兼務)の相談支援専門員の新規配置に対する補助 |
| [ ] ４　常勤兼務・非常勤(専従・兼務)の相談支援専門員の常勤専従化に対する補助 |

* １事業所２名が上限で補助対象となるのは１人につき１回限りになります。

【事業完了時の状況】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 相談支援専門員数 | 事業申請日前日時点 | 常勤換算　　人【常勤専従　　人、常勤兼務・非常勤（専従・兼務）　　人】 |
| 事業完了時点 | 常勤換算　　人【常勤専従　　人、常勤兼務・非常勤（専従・兼務） 　人】 |
| * 常勤専従の新規配置の場合常勤換算で１人、常勤兼務・非常勤の新規配置及び、常勤専従化の場合０．５人増えていること。
 |
| 対象となる相談支援専門員の氏名 |  |  |
| 対象となる相談支援専門員の配置日 | 年　　月　　日 | * 新規配置は、市への登録変更届の届出日、

常勤専従化は、現に勤務を変更した日。 |
| 事業所としての担当人数 | 人 | * 担当とは事業所として契約を行い、対象と

なる相談支援専門員が、サービス等利用計画書やモニタリング報告書を作成している必要があります。* 事業所として常勤換算×３５人以上担当し

ていること。* 常勤専従の新規配置の場合新たに３５人以

上、常勤兼務・非常勤の新規配置及び、常勤専従化の場合新たに２０人以上の担当していること。 |
| 対象となる相談支援専門員が申請日の前日に担当した契約人数 | 人 |
| 対象となる相談支援専門員が新たに担当した契約人数 | 　　　　　　　　人 |
| 補助事業完了日 | 年　　　月　　　日 | * 申請する年度の末日までに完了すること。
 |

1. 収支決算書（補助事業申請日から補助事業完了日までの期間で補助対象の項目を抜粋したもの）
2. 相談支援専門員配置担当件数一覧表（補助事業完了時点）
3. 相談支援専門員担当利用者一覧表（補助対象者分）
4. その他市長が必要と認める書類

第１１号様式（第１２条関係）

年　　　月　　　日

鎌ケ谷市長　様

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |
| 法人名 |  |
| 代表者職氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 電話番号 |  |

鎌ケ谷市計画相談支援推進事業補助金交付請求書

鎌ケ谷市計画相談支援推進事業補助金交付要綱第１２条の規定により次のとおり請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の名称 |  |
| 請求額 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 振込先 | 金融機関名 |  |
| 支店名 |  |
| 口座番号 |  |
| 区分 | [ ] １　普通　　　[ ] ２　当座 |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 |  |